法令適用事前確認手続 (照会書)

平成18年1月19日

航空局技術部 航空機安全課長 殿

照会者名

有限会社 エアロメカ・ バイブレーション ・ コントロールズ 代表取締役 安藤隆幸

住所

神奈川県横浜市都筑区早渕一丁目42番2号E-1

下記について、照会します。

なお、照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

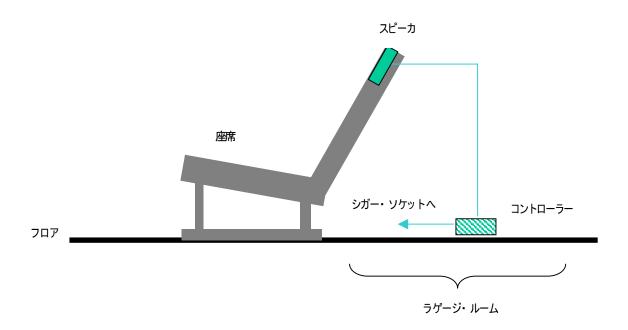
- 1. 法令名及び条項 航空法 第16条(修理改造検査) 第1項
- 2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実 ポータブル型オーディオ機器を、耐空証明のある小型飛行機(*1)において、機内の快適性向上 を目的として使用することを検討しております。装置概要を別紙1に示します。
 - (*1) 航空法施工規則付属書で規定する耐空類別A類、U類、N類の飛行機
- 3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠 2項に示す装置の使用は、航空法第16条の適用外と考えております。
 - 1) 本装置の電源は、機体のシガー・ソケットから取得する。
 - 2) 本装置は、マジック・テープなどを用いて固定する。(容易に脱着可能)
 - 3)上記1)及び2)の行為は、航空法第16条において、国土交通省令で定める範囲の 修理又は改造に該当しないため、問題ない。
- 4. 公表の延期の希望(希望する場合のみ) なし
- 5. 連絡先

有限会社 エアロメカ・バーイブ・レーション・コントロールス・

代表取締役 安藤隆幸

住所 神奈川県横浜市都筑区早渕一丁目42番2号E-1

電話 045-591-8381



- ●機内空間において生ずる低周波騒音をマイクロフォンで感知し、それを低減するための音をコント ローラーが計算します。
- ●計算された音はスピーカから出力され、それによって機内の快適性が向上します。
- ●本装置が有効な対象周波数は上限約400ヘルツと極めて低く、それ以上の周波数である人の声 やラジオの音声には影響を及ぼしません。

装置概要